平成２７年（フ）第４３９号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目16番Ａ－２－207号
債務者　川元　修市
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
兵庫県伊丹市昆陽３丁目86番地１　荻埜マンション302号
債務者　石井　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２７８号
奈良県御所市大字三室360番地の５　102号
債務者　丹羽　隼人
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
奈良県磯城郡田原本町大字笠形208番地　県営住宅６－10
債務者　村瀬　　勝
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６２１号
北九州市小倉南区湯川４丁目12番８－105号
債務者　石迫さや香（旧姓藤元・浦辺）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３０号
北九州市八幡西区清納２丁目５番26号
債務者　武内　則子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６４３号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番38号ＲＡＹ神岳301号室、住民票上の住所北九州市小倉北区黒原２丁目25番14号（サニーヒルズ201号）
債務者　坂本　直治
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６５６号
北九州市小倉南区徳力団地82番105号
債務者　高川　直美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８３号
青森市筒井３丁目16番６号
債務者　成田　裕一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６１８号
千葉県柏市増尾台３丁目22番４号
債務者　萩野谷啓子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２２号
千葉県松戸市大谷口421番地の１　ビバリーヒルズシャトー201号、申立時の住所千葉県松戸市松飛台172番地の１　ハイムピュアー503号
債務者　高梨　俊一
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６５７号
千葉県柏市十余二254番地
債務者　新井　京守
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７９号
千葉県松戸市六高台７丁目105番地　ＳＳハイツ101号
債務者　山下　一忠
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６９３号
千葉県松戸市栄町６丁目430番地の４　松戸荘
債務者　梅田　道衛
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５１号
兵庫県伊丹市昆陽５丁目127番地
債務者　多田　哲男
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
兵庫県川西市丸山台３丁目１番地の74、前住所大阪府堺市中区東山766番地１
債務者　時子山衣料こと　時子山　**茂**
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
兵庫県伊丹市堀池２丁目３番９号
債務者　岡田　　亘
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係